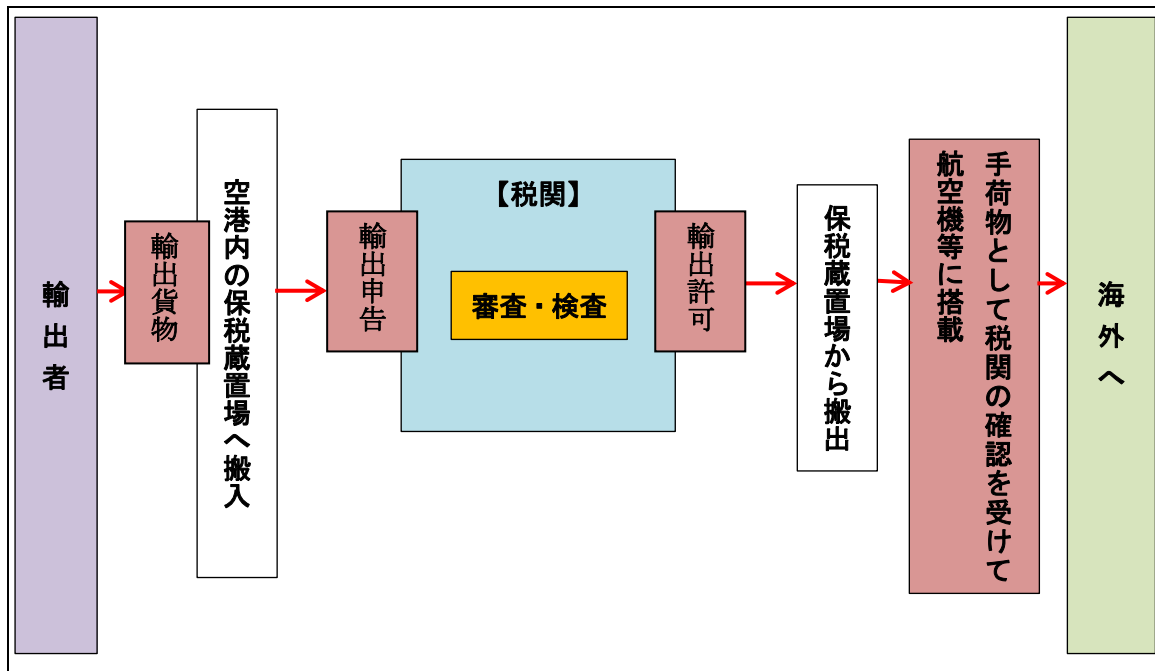


### C. 手荷物として輸出する場合の手続

- ① 価格が30万円を超える場合又は輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要するもの（通常の輸出申告手続きが必要※）



※通常の輸出申告手続については、[「A. 一般貨物として輸出する場合の手続」](#)も参照してください。

- ② 価格が30万円以下の場合（輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもの（無償の商品見本又は宣伝用物品の場合は、60万円まで可））

特に輸出の手続きは不要ですが、輸出の証明が必要な場合には、以下の手続きにより、行ってください。

(1) チェックイン貨物について手続きを行う場合には、荷物を預ける前に出国ターミナル内にある税関事務室までお越しの上、手続きをお願いします。

(2) 税関職員に[「輸出輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」](#)（税関様式C第5340号）を2通及びインボイス1通を提出し、貨物の確認を受けてください。提出した申告書に税関許可印が押され、申告書の1通が輸出許可書として交付されます。（品物によっては、輸出貿易管理令に該当していないことの証明書をご準備いただくと通関がスムーズになります。）